

**【別紙2】 申告書 D (業歴3か月以上1年1か月未満の個人事業主等の方)**

取引番号をご記入ください

**1. 規模判定※1 (以下太枠に記入)**

業種番号※2 (2桁の中分類番号)	常時使用する 従業員数
名	

※1 特別貸付申込時点の情報をご記入ください。

※2 業種番号の記入方法

裏面「日本標準産業分類(中分類番号)表」の中から、該当する2桁の番号をご記入ください。

裏面「日本標準産業分類(中分類番号)表」に記載されている「小規模企業者」に該当する場合の「常時使用する従業員数」と比較し、「小規模企業者」の要件に該当するかご確認ください。



要件に該当する



小規模企業者に該当します。

3. 申告欄に進んでください。(2. 売上高減少判定を記入いただく必要はありません。)



要件に該当しない



中小企業者等に該当します。

2. 売上高減少判定に進んでください。

**2. 売上高減少判定 (以下太枠に記入、□にはチェックしてください)**

ステップ1: 特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期・申込月	対象年月(西暦)	売上高(円)
特別貸付申込時の <input type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 (特別貸付申込月: 年 月)	年 月	A. _____ 円

ステップ2: ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期	対象年月(西暦)	売上高(円)
<input type="checkbox"/> 最近1か月から遡った3か月間の平均売上高	年 月 ~ 年 月	B. _____ 円
<input type="checkbox"/> 令和元年10月~12月の平均売上高		
<input type="checkbox"/> 令和元年12月の単月売上高		

ステップ3: 売上高減少率の計算

計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)
{ (B - A) ÷ B } × 100 =	%

申請要件を満たす減少率

中小企業者等
20%以上

**3. 申告欄**

申告欄	上記のとおり、申告します。 令和 年 月 日 (自署) 氏名
-----	--------------------------------------

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」	分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」
A	農業、林業		I	卸売業、小売業	
01	農業	20人以下	50	各種商品卸売業	5人以下
02	林業		51	繊維・衣服等卸売業	
B	漁業		52	飲食料品卸売業	
03	漁業(水産養殖業を除く)	20人以下	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
04	水産養殖業		54	機械器具卸売業	
C	鉱業、採石業、砂利採取業		55	その他の卸売業	
05	鉱業、採石業、砂利採取業	20人以下	56	各種商品小売業	
D	建設業		57	織物・衣服・身の回り品小売業	
06	総合工事業	20人以下	58	飲食料品小売業	
07	職別工事業(設備工事業を除く)		59	機械器具小売業	
08	設備工事業		60	その他の小売業	
E	製造業		61	無店舗小売業	
09	食料品製造業	20人以下	J	金融業、保険業	20人以下
10	飲料・たばこ・飼料製造業		62	銀行業	
11	繊維工業		63	協同組織金融業	
12	木材・木製品製造業(家具を除く)		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
13	家具・装備品製造業		65	金融商品取引業、商品先物取引業	
14	パルプ・紙・紙加工品製造業		66	補助的金融業等	
15	印刷・同関連業		67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含)	
16	化学工業		K	不動産業、物品賃貸業	5人以下(※2)
17	石油製品・石炭製品製造業		68	不動産取引業	
18	プラスチック製品製造業		69	不動産賃貸業・管理業	
19	ゴム製品製造業		70	物品賃貸業	
20	なめし革・同製品・毛皮製造業		L	学術研究、専門・技術サービス業	20人以下
21	窯業・土石製品製造業		71	学術・開発研究機関	
22	鉄鋼業		72	専門サービス業(他に分類されないもの)	
23	非鉄金属製造業		73	広告業	
24	金属製品製造業		74	技術サービス業(他に分類されないもの)	
25	はん用機械器具製造業		M	宿泊業、飲食サービス業	5人以下
26	生産用機械器具製造業		75	宿泊業	
27	業務用機械器具製造業		76	飲食店	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
29	電気機械器具製造業		N	生活関連サービス業、娯楽業	5人以下(※3)
30	情報通信機械器具製造業		78	洗濯・理容・美容・浴場業	
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業		
32	その他の製造業	80	娯楽業		
F	電気・ガス・熱供給・水道業		O	教育、学習支援業	5人以下
33	電気業	20人以下	81	学校教育	
34	ガス業		82	その他の教育、学習支援業	
35	熱供給業		P	医療、福祉	5人以下
36	水道業		83	医療業	
G	情報通信業		84	保健衛生	
37	通信業	20人以下	85	社会保険・社会福祉・介護事業	
38	放送業	5人以下	Q	複合サービス事業	5人以下
39	情報サービス業	20人以下	86	郵便局	
40	インターネット附随サービス業		87	協同組合(他に分類されないもの)	
41	映像・音声・文字情報制作業	5人以下(※1)	R	サービス業(他に分類されないもの)	5人以下
H	運輸業、郵便業		88	廃棄物処理業	
42	鉄道業	20人以下	89	自動車整備業	
43	道路旅客運送業		90	機械等修理業	
44	道路貨物運送業		91	職業紹介・労働者派遣業	
45	水運業		92	その他の事業サービス業	
46	航空運輸業		93	政治・経済・文化団体	
47	倉庫業		94	宗教	
48	運輸に附帯するサービス業		95	その他のサービス業	
49	郵便業(信書便事業を含む)		96	外国公務	

※1 小分類において、「410 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「413 新聞業」、「414 出版業」に該当する場合、20人以下。  
 なお、上記業種に該当する場合、申告書1. の「業種番号」には「4A」と記載願います。

※2 小分類において、「690 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」、「692 貸家業、貸間業」、「694 不動産管理業」に  
 該当する場合、20人以下。なお、上記業種に該当する場合、申告書1. の「業種番号」には「6A」と記載願います。

※3 小分類において、「791 旅行業」に該当する場合、20人以下。  
 なお、上記業種に該当する場合、申告書1. の「業種番号」には「7A」と記載願います。